

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	徳島県那賀町

## 那賀町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 徳島県那賀町農業振興課  
所在地 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原 31-1  
電話番号 0884-62-3776  
FAX番号 0884-62-1115  
メールアドレス nogyo@naka.i-tokushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、ノウサギ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、カラス、カワウ、アオサギ、スズメ、キジバト、アライグマ、ヒヨドリ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	徳島県那賀町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲・穀物類	46万円／0.5ha
	野菜類（全般）	33万円／0.3ha
ニホンジカ	水稲	124万円／1.3ha
	野菜類（全般）	102万円／1.1ha
	果樹類（ユズ、スダチ）	634万円／1.3ha
	林産物（スギ、ヒノキ）	915万円／10.0ha
サル	野菜類（全般）	273万円／2.7ha
	果樹（ユズ、ビワ、カキ、ナシ、スイカ）	333万円／0.7ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### ①イノシシ

イノシシによる被害は、4月から6月にかけてタケノコ等への被害が多く、8月から10月にかけて水稲、穀物類への被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町全域に広がっている。特に水稲、穀物類に被害が集中している。近年は被害及び捕獲頭数は横ばい状態である。

生息数は、平成16年以降、横ばい傾向にあると思われる。

### ②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、年間を通じて発生している。近年特に通年でユズと植林木への被害が多くなっている。特徴的な被害として、ユズ・植林木共に樹皮や枝葉を食べられる被害が増加している。また、水稲、野菜類なども食害等がある。収穫時期や成長に合わせて被害作物は多岐にわたり増加している。さらにシカの増加に伴い、下層植生が衰退し、表土流出や土壌浸食が進行している。さらに、森林更新が停滞するとともに、ニホンジカの嗜好性植物が消失しており、種の多様性の低下が懸念されている。

生息数は、平成10年度以降急速に増加している。徳島県が示している個体数調整では、那賀町が属する阿南那賀郡地域では、適正頭数が2,550頭に対して推定生息数が5,100頭となっており、適正頭数の2倍のニホンジカが生息していることになる。

### ③サル

サルによる被害は、年間を通じて発生している。近年特に野菜・ユズなど、町内で生産されるほとんどの農作物に食害がある。被害については横ばいとなっている。また人身被害はまだ確認されていない。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

生息数は、平成10年度以降急速に増加している。30頭前後の群れで移動しながら被害を及ぼしている。聞き取り調査等によると町内全域で群れが約23群れぐらいあり、約700頭が生息しているものと思われる。

### ④ノウサギ

ノウサギによる被害は、年間を通じて被害が発生している。特に野菜への被害が多くなっている。また、森林において幼齢木への被害も発生している。被害としては、若芽や若枝を食べられる被害が発生している。

被害区域は、山間部を中心に広がっている。

### ⑤カラス

カラスによる被害は、年間を通じて被害が発生している。水稲、穀物類を中心とした農作物被害だけでなく、飼料作物及び家畜の餌も被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町全域に広がっている。

### ⑥カワウ

カワウによる被害は、夏から秋にかけて発生している。被害としては、アユやアマゴ等の川魚への被害が多くなっている。

被害区域は、那賀町内を横断している那賀川流域が主となり、各支流へも被害が広がっている。

⑦アオサギ

アオサギによる被害は、カワウと同じで夏から秋にかけて発生している。被害としては、アユやアマゴ等の川魚への被害が多くなっている。被害区域は、那賀町内を横断している那賀川流域が主となり、各支流へも被害が広がっている。

⑧スズメ

スズメによる被害は、年間を通じて被害が発生している。水稲、穀物類、野菜を中心とした被害が多くなっている。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

⑨キジバト

キジバトによる被害は、年間を通じて被害が発生している。水稲、穀物類、野菜を中心とした被害が多くなっている。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

⑩ハクビシン

ハクビシンによる被害は、年間を通じて被害が発生している。野菜、果樹を中心とした被害が平成18年頃から増加している。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

⑪タヌキ

タヌキによる被害は、年間を通じて被害が発生している。野菜を中心とした被害が平成18年頃から増加している。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

⑫アライグマ

アライグマ生息は、いまのところ確認していないが、近年近隣市町村で被害や目撃情報が確認されているので、那賀町においても被害が予想される。

⑬ヒヨドリ

ヒヨドリによる被害は、年間を通じて被害が発生している。野菜、果樹を中心とした被害が増加している。被害区域は、那賀町全域に広がっている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標（被害金額）

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
被害金額		
イノシシ	78万円	78万円
ニホンジカ	1,775万円	1,400万円
サル	606万円	550万円
被害面積		
イノシシ	0.8ha	0.8ha
ニホンジカ	13.7ha	12.0ha
サル	3.4ha	2.5ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>以前は、旧町村単位で有害鳥獣捕獲班を整備し、徳島県に申請して捕獲を行っていたが、平成19年度からは許可権限委譲により那賀町全体で捕獲班、猟友会等と連携した捕獲体制の構築が為されてきた。</p> <p>捕獲手段に関しては、町内全域において、銃器・わなを用いて行ってきた。さらに平成30年度からは、IoT技術を用いた囲い罠における、シカの捕獲実証実験も行っている。</p> <p>捕獲鳥獣の処理については、町内に加工処理施設を整備し、ジビエ専用保冷車を導入することで、ジビエの安定供給体制を整えてきた。</p>	<p>高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担い手の育成が急務となっている。</p> <p>また、大型捕獲檻によるシカの一斉捕獲や、シャープシューティングの実施など、効率的に捕獲できるスマート捕獲の導入と普及も課題となっている。</p> <p>さらに、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼすので、周辺市町村との情報交換・一斉捕獲等の実施など、連携を図り対応していく事も急務な課題となっている。</p> <p>また、加工処理したシカ肉が余らないよう消費を拡大し、安定的に販売できる体制を整えることが課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>那賀町では、有害鳥獣被害防止対策事業を行い、防護柵等設置者に資材費の補助を行ってきた。</p> <p>また、これまであまり防護柵</p>	<p>現在、那賀町内で普及している既存の防護柵は網柵が多く、シカのくぐり抜けや飛び越え、イノシシによる穴あけ、サルによるくぐり抜けが発生し、必ずしも機能を</p>

<p>が普及していなかった果樹園地（ユズ）についても、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会・那賀町鳥獣被害対策協議会と連携し、大規模なネット牧柵をモデル事業として設置している。</p> <p>さらに、モンキードッグを育成し、サルの追払い活動を実施している。</p>	<p>発揮しているとは言えない。シカ用の金網柵、サル用の電気柵などへの技術革新が急務である。</p> <p>また、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈払い（緩衝帯の整備）、追い払い活動の住民に対するよりいっそうの普及啓発活動が課題となっている。</p>
--	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

那賀町では、町の基幹作物でありブランド作物のユズへのサルとシカの被害、イノシシ・サル・ニホンジカ・カラス・ノウサギ・スズメ・キジバト・ハクビシン・タヌキ・ヒヨドリによる水稲・野菜・穀物等の農作物全般への被害、ニホンジカ・ノウサギによるスギ・ヒノキ等の森林への被害、カワウ・アオサギによるアユ・アメゴ等の川魚への被害発生している。

これまで、那賀町では捕獲を中心とした被害対策がとられてきたが、捕獲だけでは被害の軽減にはつながらない。そこで、那賀町独自の有害鳥獣被害防止事業、阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会・那賀町鳥獣被害対策協議会と連携した鳥獣被害防止総合支援事業などを利用して、被害防護柵の普及に努めてきた。

今後は、被害防護柵の普及・狩猟者の育成など普及啓発を図りながら、地域が主体となって被害防止策を講じるために、地域懇談会・現地研修会・講演会などを開催し、周辺市町村との連携に一層努めると共に、有害鳥獣の被害に遭わず、有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向けての体制整備を行っていく。

##### ※今後の計画

- ・モデル集落の育成等を行い、地域住民の意識改革による被害防除体制の強化に取り組む。
- ・捕獲と防護柵の整備の両面での、被害防止対策を推進する。
- ・周辺市町村と連携を図り、一斉捕獲体制の確立を目指す。
- ・鹿肉処理加工施設の安定した経営体制を確立するために、鹿肉の消費拡

大と、安定した供給体制の確立を目指す。

- ・ 追い払いに伴い、モンキードッグの効果についての調査・研究を行う。
- ・ 狩猟・わな免許など捕獲に従事する、狩猟後継者の育成を行う。
- ・ 有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

那賀町有害鳥獣捕獲対策協議会

那賀町予察捕獲実施計画に基づき、各地区の捕獲班（6班）が有害鳥獣の捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H 3 1 (実績)	イシ・ニホンジカ・カ ル・ノウサギ・カ ス・カウ・アサギ ・スズメ・キジバ ト・ハクビシ・タ キ・アライグマ・ヒ ヨドリ	那賀町鳥獣被害対策協議会・阿佐地域鳥獣害 防止広域対策協議会と連携して、捕獲器材（箱 わな・囲いわな）の導入を地域に対して進めた と共に、狩猟・わな免許所持者の育成を進めた。
R 2	イシ・ニホンジカ・カ ル・ノウサギ・カ ス・カウ・アサギ ・スズメ・キジバ ト・ハクビシ・タ キ・アライグマ・ヒ ヨドリ	那賀町鳥獣被害対策協議会・阿佐地域鳥獣害 防止広域対策協議会と連携して、捕獲器材（箱 わな・囲いわな）の導入を地域に対して進める と共に、狩猟・わな免許所持者の育成を進める。
R 3	イシ・ニホンジカ・カ ル・ノウサギ・カ ス・カウ・アサギ ・スズメ・キジバ	那賀町鳥獣被害対策協議会・阿佐地域鳥獣害 防止広域対策協議会と連携して、捕獲器材（箱 わな・囲いわな）の導入を地域に対して進める と共に、狩猟・わな免許所持者の育成を進める。

	ト・ハクビシ・ヌキ・アライグマ・ヒヨドリ	
R 4	イノシ・ニホンジカ・サル・ノウサギ・カラス・カウ・アオサギ・スズメ・キジバト・ハクビシ・ヌキ・アライグマ・ヒヨドリ	那賀町鳥獣被害対策協議会・阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携して、捕獲器材（箱わな・囲いわな）の導入を地域に対して進めると共に、狩猟・わな免許所持者の育成を進める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① イノシシ</p> <p>那賀町における捕獲実績は、28年度に73頭、29年度に143頭、30年度に165頭であった。このことから那賀町ではシカと異なり、イノシシの生息密度はそれほど高くないと考える。那賀町は、令和5年度までに個体数を半減させることを目標とした県の適正管理計画に準じ、平成23年度のイノシシ捕獲実績47頭の1.1倍に相当する52頭以上を基本とするが、過去5ヶ年の捕獲実績頭数から推測した判断により、5ヶ年平均捕獲実績頭数119頭を越える捕獲頭数の150頭を本計画の年間捕獲目標とし減少を図る。</p>
<p>② ニホンジカ</p> <p>那賀町における捕獲実績は、28年度に1,394頭、29年度に1,477頭、30年度に1,254頭である。町民からは、ニホンジカによる果樹被害の軽減、目撃頻度の低下、捕獲効率の低下などの声が聴かれ、一時期に比べ、生息密度が低下している可能性がある。那賀町は、令和5年度までに個体数を半減させることを目標とした県の適正管理計画の、シカ捕獲目標数の約1割程度を割り当てられていることからこれに準じ、令和2年度は1,000頭、3年度は1,000頭、4年度は700頭を基本とするが、過去5ヶ年の捕獲実績頭数から推測した判断により、5ヶ年分の捕獲実績頭数のおおよそ平均の1,500頭を本計画の年間捕獲目標とする。</p>
<p>③ サル</p> <p>第2期県ニホンザル適正管理計画では、那賀町のサルの加害群は12～20群、加害群の生息頭数は196～600頭と推定されている。それに対し那賀町の捕獲実績は、28年度に127頭、29年度に286頭、30年度に188頭となっている。過去5ヶ年の捕獲実績頭数から推測した判断により、5ヶ年分の捕獲実績頭数のおおよそ平均250頭を本計画の年間</p>



捕獲目標とする。

④ ノウサギ

那賀町においては、通年ノウサギによる森林被害・農作物被害が発生している。町内での捕獲実績は、28年度に1羽、29年度に0羽、30年度に1羽である。ノウサギの生息が確認された場合には、速やかに除去する。

⑤ カラス

那賀町においては、年間を通してカラスによる水稲・穀物類・飼料作物・家畜の餌も被害がある。町内での捕獲実績は、28年度に0羽、29年度に11羽、30年度に2羽である。カラスによる被害が確認された場合には、その地域を中心に速やかに除去する。

⑥ カワウ

那賀町においては、今のところ、カワウのコロニーは確認されていないが、周辺市町村においてコロニーが確認されているため、新たなコロニーが発生する可能性がある。コロニーが発見された場合、速やかにコロニーを除去する。町内での捕獲実績は、28年度に43羽、29年度に83羽、30年度に103羽である。また那賀町においてはカワウによるアユとアマゴ等川魚への被害が発生していることから、計画的に捕獲をすすめ、その生息数と被害の減少を試みる。

⑦ アオサギ

那賀町においては、アオサギによるアユ・アマゴ等の川魚への被害が発生している。町内での捕獲実績は、28年度に0羽、29年度に3羽、30年度に1羽である。アオサギの生息が確認された場合には、速やかに除去する。

⑧ スズメ

那賀町においては、スズメによる水稲・穀物類・野菜の被害が年間を通しての被害となっている。町内での捕獲実績は、28年度に0羽、29年度に0羽、30年度に0羽である。スズメによる被害が確認された場合には、その地域を中心に速やかに除去する。

⑨ キジバト

那賀町においては、キジバトによる水稲・穀物類・野菜の被害が年間を通しての被害となっている町内での捕獲実績は、28年度に0羽、29年度に0羽、30年度に0羽である。キジバトによる被害が確認された場合には、その地域を中心に速やかに除去する。

⑩ ハクビシン

那賀町においては、ハクビシン外来種であるうえに、野菜・果樹の被害が甚大であるため、平成22年度から対象鳥獣に指定した。町内での捕獲実績は、28年度に0頭、29年度に0頭、30年度に3頭である。ハクビシンの生息が確認された場合には、速やかに除去する。

⑪ タヌキ

那賀町においては、タヌキによる野菜の被害が年間を通しての被害となっ

ている為、平成22年度から対象鳥獣に指定。町内での捕獲実績は、28年度に0頭、29年度に0頭、30年度に5頭である。タヌキの生息が確認された場合には、速やかに除去する。

⑫ アライグマ

那賀町においては今のところ、アライグマの確実な生息情報は確認されていないが、周辺市町村において捕獲記録があるため、警戒を怠らないことが重要である。アライグマの生息が確認された場合には、速やかに除去する。

⑬ ヒヨドリ

那賀町においては、ヒヨドリによる野菜、果樹の被害が年間を通しての被害となっている為、平成29年度から対象鳥獣に指定。町内での捕獲実績は、29年度に0頭、30年度に0頭である。ヒヨドリによる被害が確認された場合には、その地域を中心に速やかに除去する。

※捕獲頭数は狩猟期間数を除く

※①～④⑧～⑫は銃器・わなを、⑤～⑦⑬は銃器を用いて捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	150頭	150頭	150頭
ニホンジカ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
サル	250頭	250頭	250頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

銃器・わなを用いて4月1日から翌年の3月31日までの1年間を通してサル・カワウ・アオサギを対象として予察捕獲を行う。

銃器・わなを用いて4月1日から10月31日にイノシシ・ニホンジカ・ノウサギ・ハクビシン・タヌキ・アライグマを対象として予察捕獲を行う。

銃器・わなを用いて4月1日から11月14日まで、翌年2月16日から3月31日にカラス・スズメ・キジバト・ヒヨドリを対象として予察捕獲を行う。

対象区域は、那賀町全域である。捕獲班の捕獲区域は、旧

町村単位で行うものとする。

阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会と連携し、県境沿いにて一斉捕獲を行うように関係機関と調整する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
イノシシ ニホンジカ サル	電気柵 1000m ワイヤーメッシュ 柵 1,000m 防 獣 ネ ッ ト 1000m	電気柵 1000m ワイヤーメッシュ 柵 1,000m 防 獣 ネ ッ ト 1000m	電気柵 1000m ワイヤーメッシュ 柵 1,000m 防 獣 ネ ッ ト 1000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ ニホンジカ サル	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的、自主的に緩衝帯の整備、追い払い活動、柵の設置及び管理等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和3年度	イノシシ ニホンジカ サル	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的、自主的に緩衝帯の整備、追い払い活動、柵の設置及び管理等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和4年度	イノシシ ニホンジカ サル	地域において、地域懇談会、現地研修会、講演会等の普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的、自主的に緩衝帯の整備、追い払い活動、柵の設置及び管理等を行えるような体制整備の確立を目指す。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
那賀町役場	地域巡回、情報収集・提供・捕獲班と出動
猟友会	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整・出動
鳥獣保護員	地域巡回、情報収集・提供
農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
森林組合	地域巡回、情報収集・提供
阿南警察署	地域巡回、情報提供・助言・指導・那賀町役場、捕獲班、猟友会との調整等
阿南農業支援センター	那賀町役場との調整等・情報収集・提供・助言・指導
南部総合県民局 保健福祉環境部 (阿南) 環境担当	那賀町役場、猟友会との調整等・情報収集・提供・助言・指導

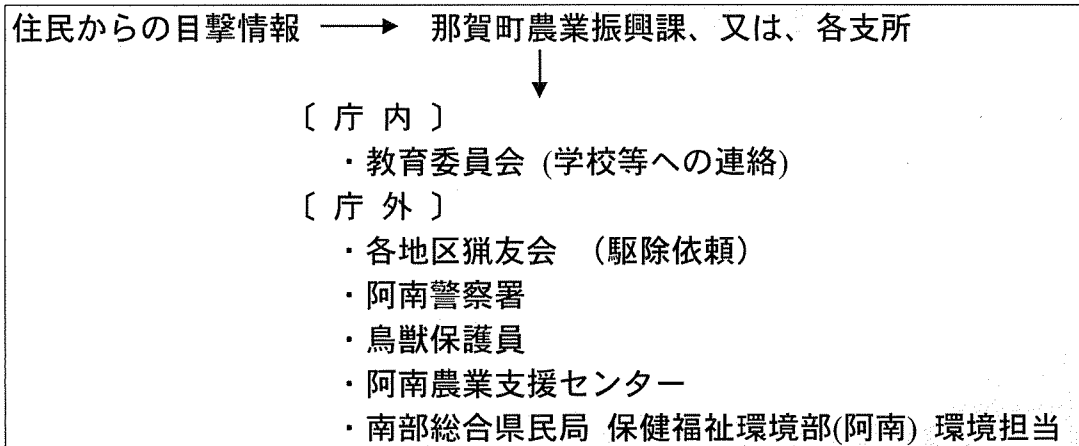
(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ

き役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに処理施設での焼却、もしくは埋設処分を行うこととする。また、「木沢シカ肉加工施設」からでる解体残渣は、徳島市において化成処理を行う。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲許可者が保冷車(ジビエカージュニア)にて捕獲現場に赴き、シカの止め刺しを行う。死亡したシカは、保冷車にて四季美谷温泉が運営する「木沢シカ肉加工施設」に運搬する。運搬後は徳島県が定める「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン」に則り、衛生的に解体処理を行う。処理場では、年間約180頭のシカを食肉加工することを目標とする。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。  
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	那賀町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
那賀町農業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。徳島県・鳥獣捕獲班等と調整し、予察捕獲計画を作成する。
徳島県南部総合県民局農業支援担当	有害鳥獣関連情報の提供と営農（技術）指導・情報提供を行う。
那賀町農業委員会	対象地域を巡回し、農業指導・有害鳥獣関連情報の収集・提供を行う。
阿南農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
四季美谷温泉	捕獲した有害鳥獣を食肉として有効活用を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
徳島県農林水産部 鳥獣対策・ふるさと創造課	有害鳥獣関連情報の提供・指導を行う。
徳島県県民環境部 環境総局 自然環境課	有害鳥獣捕獲・予察捕獲・狩猟関係の情報提供・指導を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

協議等を行い検討する。
-------------

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

那賀町内における農林作物の被害は深刻な状態に陥っている。山間部を中心として高齢化が進み、被害防護柵の設置・緩衝帯の整備が困難な地域が増加しつつある。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣地域住民に協力依頼し、被害防止策を講じる体制作りを検討する。また、連携を図る協議会で捕獲檻を設置したり、被害報告を受けた時には捕獲班等における速やかな対処や巡回の強化など体制作りも検討する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。